

18 監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 2 月 2 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄
同	鬼	塚	敏	満
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 4 8 7 号
平成 17 年 11 月 28 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄	様
同	鬼	塚	敏	満	様
同	竹	本	忠	弘	様
同	福	田		健	様

福岡市長 山崎 広太郎

行政監査結果に関する措置について（通知）

事務の執行の監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

- | | |
|---|-----|
| 12 監査公表第 6 号（平成 12 年 5 月 8 日付 福岡市公報第 4784 号（別冊）公表）分
公共の場における放置自転車及び屋外違反広告物に関する事務 | 7 件 |
| 14 監査公表第 8 号（平成 14 年 5 月 2 日付 福岡市公報第 4972 号（別冊）公表）分
ごみ減量・リサイクルの推進について | 1 件 |

2 講じた措置の内容

以下のとおり

監査の結果	措置の状況
<p>3 広報板, 標識等の管理について</p> <p>(1) 広報板や標識等の設置について</p> <p>イ 標識や標識シールが適切な場所がないもの。 (中央, 南, 早良, 及び西の各区役所)</p>	<p>3</p> <p>(1)</p> <p>イ 路面シールについては, 適切な場所に随時貼付を行った。</p> <p>標識については地下埋設物や歩道が狭いなどの問題がある箇所があったことから, 放置禁止のポスターを作成し, 駅出入口など放置自転車が多いところを中心に数多く掲示を行った。 (中央区役所)</p> <p>放置自転車が多い箇所や放置自転車を撤去する主な箇所について, 標識シールや広報板を設置した。また, 標識シールの不鮮明な箇所については随時貼り替えを行っている。 (南区役所)</p> <p>標識は主に自転車放置禁止区域の周辺部に設置し, 当該区域に入ってくるときに認識できるようにしている。当該区域はいずれも市街地にあり交通標識をはじめ種々の標識, 看板が林立し, 新たな設置は難しいため, 告知板及び標識シールを活用し対応した。また, 放置箇所は撤去状況により変動するため, 随時, 標識シールの貼付場所を見直し効果があるように努めている。 (早良区役所)</p> <p>自転車放置禁止区域については, その主要な箇所に標識を設置するとともに, それを補完するものとして標識シールを貼付しているが, 当該区域については放置の状況に応じ標識シールを貼付した。今後とも, 放置自転車の状況等に</p>

	<p>応じて、適宜、標識シールの貼付場所の見直しを行うなど、放置対策に努めていく。</p> <p>(西区役所)</p>
<p>ウ 標識が破損しているものや標識シールが剥がれたり摩耗しているもの。</p> <p>(東及び中央の各区役所)</p>	<p>ウ 土木局自転車対策課において製作の広報板、路面シール等により、必要箇所への設置を行った。</p> <p>なお、これらの広報板、標識等は経年劣化するものであることから、日常業務の中で随時その状況を把握することとしている。</p> <p>(東区役所)</p> <p>標識シールについては、適切な場所に貼付を行った。</p> <p>標識の破損については、修理又は取り除いた。また、放置禁止のポスターを作成し、駅出入口など放置自転車が多いところを中心に数多く掲示し代替処理を行った。</p> <p>なお、現時点において標識の破損はない。</p> <p>(中央区役所)</p>
<p>5 駐輪場及び保管所について</p> <p>(3) 駐輪場の管理運営について</p> <p>ア 駐輪場の利用促進について</p> <p>(イ) 無料駐輪場</p> <p>民有地を借上げている駐輪場において、駐輪場を案内する広報板等が適切な場所がないなどにより、その収容可能台数に比べ利用台数が半分以下と利用状況が悪いものがあった。</p> <p>このため、広報板等を設置するなどにより利用促進を図ることについて努力されたい。</p> <p>今後は、利用状況等の動向を見定め、駐輪場の規模の見直しについて</p>	<p>5</p> <p>(3)</p> <p>ア</p> <p>(イ) 当該駐輪場については、駅周辺の歩道沿いに啓蒙看板を設置するとともに、街頭指導員による自転車利用者の駐輪場への誘導や、駐輪場の位置を示したチラシの配布、近隣の小学校とタイアップして駐輪マナー向上運動を実施するなど、駐輪場の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、依然として駅周辺に放置自転車が少なくない状況もあり、今後とも指導等を強</p>

も検討されたい。 (西区役所)	化し，駐輪場の利用促進を図っていく。
--------------------	--------------------

第2 14監査公表第8号(平成14年5月2日付 福岡市公報第4972号(別冊)公表)分

監査の結果	措置の状況
<p>1 ごみ減量推進対策事業</p> <p>(6) 契約方法の検討について</p> <p>「空き缶プレスカー運行業務委託」及び「地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務委託」については，主に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき，特定の者と随意契約するいわゆる特命随意契約の方法により契約を行っているが，転廃業対策としての当初契約から10年近く経過していることから，今後においては特命随意契約以外の方法について検討する必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">(環境局)</p>	<p>1</p> <p>(6) 本件の委託業務をはじめ転廃業対策における特命随意契約のあり方について検討を行っているところであるが，当該受託業者については経営状況の悪化により業務遂行が困難となったため，平成16年11月半ばから平成16年度末まで当該委託契約の保証人により業務が実施されたものである。</p> <p>このようなことから，平成17年度からは，空き缶プレスカー運行業務委託については，環境教育プログラム等の内容を競う公募による提案協議方式による委託へ変更し，また，地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務については直営により実施することとしたもの。</p>